(2)　916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は無線電力伝送用の特定小電力無線局

［表略］

［注　略］

［(3)～(6)　略］

［25～72　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1)・(2)　略 (3)　特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。	**別表第一号**　［同上］ 一　［同上］ (1)・(2)　同上 (3)　［同上］ ア　［同上］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
［略］	［略］	［略］	［略］
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	第二条第一項第八号の無線設備 ○
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	○
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	○
	比吸収率	比吸収率測定装置	○ 注13

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	第二条第一項第八号の無線設備 ○
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	○
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	○
	比吸収率	比吸収率測定装置	

(2)　916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局

［表同左］

［注　同左］

［(3)～(6)　同左］

［25～72　同左］